

旭支第239号-2

令和3年9月10日

利用者の皆様

旭川市長職務代理者

旭川市副市長 表 憲章

旭川市児童館指定管理者

ワーカーズコープ指定管理者グループ

## 児童センターの臨時休館期間延長のお知らせ

日頃から、児童センターをご利用くださり厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年8月20日から市内の全児童センターを臨時休館としたところですが、国の緊急事態宣言期間が延長され、北海道の特定措置区域の指定期間についても延長となったことを踏まえまして、本市としましても、子どもたちをはじめ利用者の皆様の健康を守るために引き続き徹底した感染防止対策を講じる必要があるとの認識に立ち、児童センターの臨時休館期間を次のとおり延長することといたしました。

利用者の皆様におかれましては、皆様の健康と安全を第一に考え取り組むこの度の措置に対し、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【臨時休館を延長する期間】

令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)まで

※ 上記期間中は、夜間についても使用中止といたします。

※ 令和3年10月分以降の夜間使用の申請受付につきましては、臨時休館期間が解消されましたら、改めて御案内いたします。

※ 今後の社会情勢等によっては、休館期間を更に延長する可能性があります。

### 【問合せ先】

旭川市 子育て支援部 子育て支援課 青少年係

電話0166-25-9847（平日午前8時45分から午後5時15分まで）